

(エジプト特許庁からの救済措置に関する連絡の仮訳)

日本の出願人及び代理人に対する便宜

日本を襲った自然災害及び大規模な影響を考慮し、エジプト特許庁は下記の事項について注意を喚起します。

エジプト特許庁は知的財産権に関する手続きを管理するに際し、現在の日本の状況を考慮します。ただしそれは法的選択肢の範囲内とします。

以下は 2011 年 3 月 11 日の地震及び津波による非常事態を鑑み、日本の領域からの出願に、エジプトの 2002 年法律第 82 号及び関連する 2003 年規則第 1366 号を適用する際のエジプト特許庁からの情報です。

エジプト特許庁に対する手続きに関する期限を、上記の状況により遵守できなかった出願人は、2 ヶ月を条件として期限の回復を申請することができます。

上記の出願人の申請により受けられる期限の回復は、最近日本が被害を受けた様な地震や津波などの非常事態が原因で遵守できなかった場合に適用されます。

最後に、エジプト特許庁はこの困難な時期に日本人を支えるためにできる限りのことをする所存であることを表明します。